



Vol.66

★従業員が偽の発票を提出して税務局に処罰された場合、解雇できるか

1 偽の発票

御存知の通り、発票とは中国の増値税の税収を管理するために使用される証明書のことです。仕入時に支払った増値税を売上増値税から控除するには、この発票を相手に発行してもらい、これを税務局のシステムで認証することによって初めて支払増値税の控除が認められます。また、購入したモノやサービスを原価や経費に計上するためにも、この発票の保管が必要となります。

一方販売側は取引相手の求めに応じて発票を発行すると、これが税務局のシステムに残りますので、売上を申告せざるを得ないという仕組みになっています。

私が中国に来て最初に衝撃を受けたのは、私が希望するマンションの家賃に発票ありと発票なしの二種類のものがあり、発票ありは一割ほど家賃が高かったことを記憶しています。要するに発票なしであれば脱税ができるので家賃を安くしてあげるということでした。こういうことは良く有ることだと説明を受け「何という社会なんだ」と呆然とした記憶があります。

2 偽の発票解雇事件

陳小東は 2004 年 12 月 13 日に北

京某会社に入社し、双方は 2007 年 12 月 24 日に無固定期限労働契約を締結し、職務はソフトウェアエンジニアでした。

双方は陳小東の月の給料が 14284 元、毎月の総合手当が 800 元、また生活福祉手当が 4999.4 元(給料の 35%)であり、毎年春節のボーナスと休日のボーナスがあることを約束しました。

生活福祉手当について、双方は労働契約第七条で「乙側は外国籍従業員の個人所得税に関する規定を遵守することに同意した。乙がその要件に適合する合法的な領収書を実費で支給することができる場合には、その手当は非課税とすることができる。」と決めました(陳さんは外国籍のようです)。

2011 年から 2014 年の間に、陳小東は家の賃料に関する領収書(発票) 8 枚を会社に提出し、会社はこれに基づいて総額 225000 元の手当を陳小東に支払いました。

2016 年 5 月 18 日、北京市地方税務局第五査察局は会社に対して「税務行政処罰決定書」を交付し、会社が 16 人の外国人従業員の家賃、交通費などの費用を支払ったことについて、合法的な発票を提供することができなかったとして、会社に対して

源泉徴収税の 0.5 倍の罰金計 937495.01 元を科しました。

会社は陳小東が虚偽の発票を 8 枚提出したことを主張し、税務部門に処罰されたため、規則制度の重大な違反があったとして陳小東との労働契約を解除しました。

陳小東氏は解雇後に仲裁を申請し、会社に違法な労働契約解除賠償金 488934 元を支払うよう求めました。仲裁委は陳小東の仲裁請求を却下しましたが、陳小東はこれを不服として一審裁判所に訴えました。

陳小東は 8 枚の領収書を提出したことを認めましたが、会社の調査結果を認めず、領収書が真実であると主張し、自ら税務機関の調査システム内で検索し、調査結果を提出することができるかと述べました。ところが、陳小東は、自身の調査結果を提供しませんでした。一審裁判所採信会社が提出した 8 枚の領収書は偽造されたものと認定して、解雇を有効と判断しました。二審も同様に解雇は有効と判断しました。

3 疑問

結論からすれば解雇有効は当然だと思います。しかし、少し疑問が残ります。入手した発票が本物かどうかは発票に記載の情報と増値税管理システム上の登録情報が一致しているかにより確認できます。また、増値税管理システムの登録情報は国家税務総局ウェブサイトから確認する

ことができます。

そのため、実は会社も偽の発票を半ば黙認して利用していた可能性があり、そうであれば今回は非常に危険な橋を渡ったこととなります。もしかしたら、担当者の保身のためにあえて解雇を行った可能性もあります。中国の解雇事案は、色々背景がありそうで興味深いです。

お気軽にご相談下さい

日本：杜若経営法律事務所

(9:00～17:00)

TEL 03-3288-4981

中国：上海邁伊茲諮詢有限公司

(弁護士向井宛)

TEL+86+(21)64078585(内線)